

令和3年3月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年3月29日開催

会 議 録

開催日時	令和3年3月29日(月)	午後2時 午後3時34分	開会 閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉																	
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 佐藤 潤一</td> <td>文化振興課長 高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td>中央図書館長 西野 明子</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 水野 泰子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹 末木 良典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹 辻並 浩樹</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和	学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元	学校教育部次長 佐藤 潤一	文化振興課長 高桑 和寿	学校施設課長 三浦 雅仁	中央図書館長 西野 明子	教職員担当課長 佐藤 文泰		教育政策課主幹 水野 泰子		教育政策課主幹 末木 良典		教育指導課主幹 辻並 浩樹	
		学校教育部長 山川 俊巳	社会教育部長 高田 敏和																
学校教育部次長 林上 敦裕	社会教育部次長 酒井 睦元																		
学校教育部次長 佐藤 潤一	文化振興課長 高桑 和寿																		
学校施設課長 三浦 雅仁	中央図書館長 西野 明子																		
教職員担当課長 佐藤 文泰																			
教育政策課主幹 水野 泰子																			
教育政策課主幹 末木 良典																			
教育指導課主幹 辻並 浩樹																			
事務局 職員	教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健吏																		
傍聴者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について ・議案第3号 旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について ・議案第4号 旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第5号 中原悌二郎賞選考委員の委嘱について ・議案第6号 学校運営協議会の設置について ・議案第7号 旭川市学校施設長寿命化計画の策定について ・議案第8号 第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市学校教育情報化推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施(臨時代理)について 																		

5 報告事項

- (1) (仮称)旭川市いじめ防止条例の制定について
- (2) 市議会経済文教常任委員会の報告について
- (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (4) 令和3年度旭川市確かな学力育成プランの策定について
- (5) 旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから，令和3年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は，本田委員，山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが，令和2年12月定例教育委員会会議（令和2年12月18日開催），令和3年1月定例教育委員会会議（令和3年1月22日開催）及び令和3年2月定例教育委員会会議（令和3年2月4日開催）については，既にお手元に配付されておりますが，これらの内容について，御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので，令和2年12月定例教育委員会会議，令和3年1月定例教育委員会会議及び令和3年2月定例教育委員会会議の会議録については，承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，令和2年12月定例教育委員会会議，令和3年1月定例教育委員会会議及び令和3年2月定例教育委員会会議の会議録については，承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは，審議事項に入ります。</p> <p>議案第5号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」，報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」，報告事項（1）「（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は，その性質上，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが，いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め，議案第5号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」，報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」，報告事項（1）「（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は，秘密会とし，他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について」ですが，議案第4号「旭川市教育委員会公印規程及び旭川</p>

水野教育政策課主幹

市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。

本件につきましては、昨年12月に、国が地方公共団体における押印見直しマニュアルを策定したことに伴い、本市の業務においても押印及び署名の見直しを行うこととしたことから、関係する12件の教育委員会規則及び2件の訓令について改正を行うものです。

今回の改正では、申請手続のオンライン化を促進し、事務をデジタル化、効率化することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のほか、行政手続の簡素化及び市民の利便性向上を図ることを目的としているため、実質的な必要性がある場合を除き、市民、事業者及び職員が行う申請手続等の様式において、押印の「㊟」や押印欄を削除しております。また、この改正に併せ、送り仮名の修正や漢字への表記など所要の整備も行っております。

それでは、改正内容について御説明いたします。

旭川市教育委員会会議傍聴規則につきましては、傍聴しようとする者に対し、あらかじめ住所、氏名、年齢の記載を求めていましたが、これを廃止しようとするものです。

次に、旭川市教員住宅に関する規則につきましては、事務の簡素化を図るため、学校長の押印を廃止し、併せて文言の整備を行うものです。

また、旭川市学校運営協議会規則、旭川市立小中学校の遠距離通学児童生徒に係る通学費助成規則及び旭川市教育委員会学校等使用規則についても、様式における学校長の押印の廃止や文言の整備を行うものです。

また、社会教育施設に係る規則の改正につきましても、様式のうち届出や申請の際の押印を廃止し、併せて文言の整理をするものです。

これら12件の教育委員会規則の改正につきましては、令和3年4月1日から実施する予定でございます。

次に、2件の訓令の改正についてです。

旭川市教育委員会公印規程につきましては、事前の押印や印影の印刷、公印の持出しの際、承認申請書への職員の押印を廃止するため、様式の改正を行うものです。

次に、旭川市立学校職員服務規程につきましては、旭川市職員服務規程に合わせ、様式のうち教職員の押印を廃止しようとするものです。

これら2件の訓令の改正につきましても、令和3年4月1日から実施する予定でございます。

教 育 長

議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

直筆ではなくてパソコンなどで氏名を印刷した場合でも押印は必要ないのですか。

水野教育政策課主幹

今回の改正については、押印は本人確認の手法の一つとして捉えておまして、本人確認は認印を押印することだけではなく、他にも存在しますので、これまで慣例的に押印を求めていたものを廃止しようとするものです。本人確認が必要な申請であれば、押印ではなくて本人を確認するという整理になっております。

滝 山 委 員

署名も不要ということですか。

水野教育政策課主幹

署名についても同様ですが、押印を求めずに署名を残すことは手続の簡素化になると考えております。

滝 山 委 員

例えば、体育館を使用したい旨の申請があった場合は、免許証等で本人確認をすることになるのですか。

教 育 長

市民課の窓口で印鑑証明などの交付申請の場合には、免許証等を提示してもらい、確認しています。慣例的に押印をしている手続について、今回廃止していくこととなります。全庁的には数千件こういった手続があり、

滝山委員	<p>国が進める押印見直しに係る方針を受け、教育委員会に関係するものを改正しますが、本人確認が重要なものが残されておりますので、その手続はしっかりとする必要があると考えています。</p>
教育長	<p>外国では、ブロック体で書いて、その後署名します。署名は真似をすることが難しいので本人確認になります。今回の改正は、押印もなく、パソコンの印字だけで良いとなれば、本人確認は難しくなると思いました。</p> <p>残されたものがどのようなものがあるのかをしっかりと整理して対応したいと思います。慣例的な押印は省略いたしますが、必要などころはどういったものが残っているのか、その確認は改めてしていきたいと思ます。</p>
本田委員	<p>傍聴規則に関して、傍聴の手続について教えてください。また、係員の指示についてはどうなりますか。</p>
水野教育政策課主幹	<p>傍聴の手続につきましては、あらかじめ氏名等の記載をするという規定を削除することとしております。また、係員の指示につきましては、傍聴規則第4条で規定いたします。</p>
本田委員	<p>氏名等の記載をしないこととなれば、出入りは自由ということですか。</p>
水野教育政策課主幹	<p>秘密会でなければ、出入りは自由となります。</p>
教育長	<p>これまでの、住所、氏名等の記載をしていただいていた手続はなくなります。しかし、会議を妨害するようなことがあってはならないわけですから、指示又は注意事項はこれまでどおり行います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
各教育長	<p>それでは、議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
各教育長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
社会教育部長	<p>次に、議案第2号「旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について」ですが、議案第3号「旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。</p>
	<p>まず、議案第2号に関して、旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則は、社会教育の振興を図ることを目的に、北海道の補助制度を活用し、生涯学習推進アドバイザーを設置するため昭和63年度に制定されました。実績としては、交流スクール事業や公民館、放送大学旭川サテライトスペースなどにアドバイザーを設置してきた経過はありますが、平成15年度以降現在まで設置されておらず、北海道の補助制度も終了しております。当該規則で示されるアドバイザーの職務は、社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成を行うこととされており、また、その設置につきましては、非常勤職員として3名以上必置することとされておりますが、当該職務については、アドバイザーという位置付けがなくとも遂行が可能であり、今後においても、非常勤職員として設置する予定はないことから、廃止しようとするものであります。</p>
	<p>続きまして、議案第3号に関して、旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則は、青少年の健全育成を図ることを目的に、こちらも北海道の補助制度を活用して、学校週5日制対策地域活動指導員を設置するため平成7年度に制定されました。当時は、学校週5日制が段階的に導入されており、指導員の設置は北海道教育委員会が主導となって進めら</p>

教 育 長	<p>れた取組の一つでありました。実績といたしましては、科学館の事業活動を行う専門指導員を規則に基づく指導員と位置付け、平成7年度から平成9年度まで設置いたしました。その後、北海道の補助制度が終了し、市独自の事業で指導員の設置を行うことなどはなく現在に至っており、学校週5日制の完全実施から一定年数が経過し、今後においても指導員の設置はないと見込まれるため、廃止しようとするものであります。</p>
各 委 員 長	<p>議案第2号「旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
末木教育政策課主幹	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について」及び議案第3号「旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第6号「学校運営協議会の設置について」、説明願います。</p> <p>本件は、旭川市学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで、5校に学校運営協議会を設置しようとするものです。</p> <p>本市の学校運営協議会につきましては、現在、78校中69校に設置しており、残りの未設置校9校につきましては、各校長から令和3年度の早い時期に設置したいとの意向が示されておりました。そのため、改めて各校長と設置日について協議したところ、5校の校長から、円滑な導入に向けた準備が整うため、新年度当初から導入したいとの意向が示されました。こうした状況等を踏まえ、新たな学校運営協議会につきましては、5校の学校に設置しようとするものです。</p> <p>また、今回設置する学校運営協議会の委員の任命につきましては、他の学校運営協議会の令和3年度における委員の任命と併せて、4月の定例教育委員会会議において、御報告させていただきたいと考えております。なお、残る未設置校4校は、大有小、向陵小、永山東小及び末広小となりますが、各校長から、現在、設置に向けた準備を進めており、準備が整い次第、導入したい旨の意向が示されており、新年度に、改めて各校長と協議し、設置日について判断してまいります。</p>
教 育 長	<p>議案第6号「学校運営協議会の設置について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第6号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第6号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第7号「旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」、説明願います。</p>
学 校 施 設 課 長	<p>まず、令和3年2月1日から3月5日までの間に実施しました意見提出手続の結果について御報告いたします。2名の方から御意見の提出があり、どちらもおおむね計画と同様の内容であることから、賛同をいただいたものと考えております。こちらは、3月16日付けで意見の提出をいただいた方に送付するとともに、市のホームページで公表しております。</p>

		次に、計画の内容についてでございます。令和3年1月の定例教育委員会会議でお示しした計画案から大きな修正はございませんが、全体を通して文章を確認し、文言修正を行い、計画の最終案を作成しました。
		今後は、本計画に基づき、安全・安心で充実した教育環境の整備に向け、学校施設の長寿命化の取組を進めてまいりたいと考えております。
教 育 長		議案第7号「旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	育 長	ありません。
各 委 員 長	育 長	それでは、議案第7号「旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	育 長	異議ありません。
		「異議なし。」と認め、議案第7号「旭川市学校施設長寿命化計画の策定について」は、原案どおり決定します。
		次に、議案第8号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、説明願います。
中央図書館長		本計画案につきましては、令和2年12月25日から令和3年1月31日までの間、意見提出手続を実施いたしました。
		御意見については、個人から14件いただいており、その内容は「計画を進めていく上で参考とする意見」が6件、「計画案とおおむね同じとする意見」が2件、「計画案とは別に個別施設のサービス等の充実に関する意見」が6件となっております。いただいた御意見による計画案の変更点はございませんが、本計画や図書館行政を進めていく上で、参考にさせていただきます。
		意見提出手続に対する考え方につきましては、2月に市議会の常任委員会に報告したほか、社会教育委員会及び図書館協議会において御審議いただき、承認を得たところです。本計画案につきましては、意見提出手続による変更点がございませんでしたので、配付した資料のとおり計画の最終案として取りまとめいたしました。
		今後につきましては、この会議で決定いただいた後、意見提出手続の結果について、市のホームページで公表するほか、市政情報コーナーや各支所、公民館に配付いたします。また、本計画につきましても、市のホームページに掲載するほか、庁内外の関係者や団体等に配付し、計画内容の周知に努めるとともに、次年度からは、本計画に基づき、子どもたちがいつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。
教 育 長		議案第8号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
本 田 委 員	長	貴重な御意見をいただいており、特に、緑が丘地域活動センターについての希望がありましたので、今後も住民との対話をしながら、図書館のより良い運営に努めていただけたらと思います。
教 育 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	育 長	ありません。
各 委 員 長	育 長	それでは、議案第8号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	育 長	異議ありません。
		「異議なし。」と認め、議案第8号「第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案どおり決定します。
		次に、報告第5号「旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施（臨時代理）について」、報告願います。
佐藤学校教育部次長		本件は、旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対し、令和3年3月15日から4月15日まで意見提出手続を実施することについて、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理し

		たので、同条第3項の規定により報告いたします。
		今後の予定といたしましては、意見提出手続を実施した後、素案の修正等を行い、4月の定例教育委員会会議において本計画案を御審議いただきたいと考えております。
教 育 長		報告第5号「旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	教 育 長	ありません。
各 委 員 長	教 育 長	それでは、報告第5号「旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	教 育 長	異議ありません。
各 委 員 長	教 育 長	「異議なし。」と認め、報告第5号「旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報 告 事 項 》
教 育 長		それでは、報告事項に入ります。
学 校 教 育 部 長		報告事項（2）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。
教 育 長		学校教育部に係る質疑の概要について、御報告いたします。開催期日は、令和3年1月22日の1日間で、日本共産党の能登谷委員から、G I G Aスクール用教育機関向け学習ツールの導入について、質問がございました。
教 育 長		報告事項（2）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	教 育 長	ありません。
各 委 員 長	教 育 長	それでは、報告事項（2）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
教 育 指 導 課 主 幹		次に、報告事項（4）「令和3年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、報告願います。
教 育 指 導 課 主 幹		本プランは、確かな学力の育成に向け、小中学校において重点的に指導する取組や、教育委員会が推進している事業等を体系的にまとめたものであります。令和3年度の新たな取組について御説明いたします。
教 育 指 導 課 主 幹		令和2年度は、小学校において新学習指導要領が全面実施となり、令和3年度は中学校においても全面実施を迎えることから、小中学校ともに、改めて「社会に開かれた教育課程の重視」といった改訂の基本的な考え方や、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進などを踏まえ、学力向上の取組が各学校で進められるよう、学習指導要領改訂の基本方針を示しております。
教 育 指 導 課 主 幹		次に、「確かな学力を育成する指導の重点」では、各学校で共通して取り組んでいただきたい三つの柱「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい学習習慣づくり」と、それぞれの柱に三つずつ、合わせて九つの取組を示しております。九つの取組の内容については、今年度と大きな変更等はありませんが、内容をより具体化するなどの改善を行ったところです。
教 育 指 導 課 主 幹		また、ICTを活用した教育活動を本格的に実施いたしますので、各学校でICTを有効に活用して学力向上の取組を進めるよう、「ICTを活用した教科等の指導の推進」を新たに位置付けております。
教 育 指 導 課 主 幹		続いて、「児童生徒の学習活動支援」の中にあります「情報教育の推進」については、各学校におけるICT活用を支援するための本市の取組として、G I G Aスクールサポーターの派遣や研修会の実施、保護者への情報発信の取組などを新たに記載しております。

教 育 長	<p>各学校への周知につきましては、小中合同校長会議で説明をする予定であり、また、学校訪問の際にも、改めて三つの柱、三つの取組を基に各学校で取組を具体化し、学校ごとの改善プランを作成するよう働きかけをする予定です。</p> <p>令和3年度につきましても、本市児童生徒の確かな学力の育成が図られるよう、本プランに基づく取組を推進し、各学校の取組を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>各学校において、このプランは掲示していただいておりますが、校長の下で取組を進めておりますが、新年度に向けて、しっかりと各学校に伝わるように引き続きお願いします。</p>
本 田 委 員	<p>報告事項(4)「令和3年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>「学校」のところに「児童生徒の学習活動支援」とありますが、「家庭」は「家庭との連携の推進」、「地域」は「地域との協働の推進」と、いずれも「推進」という表現をされているので、「児童生徒の学習活動の推進」などとした方が統一されると思います。また、「ICTを活用した教科等の指導の推進」とありますが、「学びを深める授業づくり」に関してはこれに当たるとは思います。また、「落ち着いた学級づくり」と「望ましい学習習慣づくり」までこれに含めるとしたら、「ICTを活用した教育活動の展開」などの表現の方が良いではないでしょうか。この三つを全て含めることに無理があるのなら、そこまで広げなくとも「確かな学力を育成する指導の重点」に含めた方が良くないかと思っております。</p>
辻並教育指導課主幹	<p>いただいた御意見を基に精査してまいります。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項(4)「令和3年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
酒井社会教育部次長	<p>次に、報告事項(5)「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」、報告願います。</p> <p>本件は、令和3年度に予定していましたが旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて、新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が不安定な状況の中で、アンケートなどによってこれまでの社会教育行政の検証を行うことや、生涯学習全般に係る将来の見通しを立てることが難しいことから、中間見直しの実施を令和4年度以降に先送りするという内容であります。</p> <p>社会教育基本計画は、平成28年度から令和9年度までの12か年の計画期間の半ばに当たる令和3年度に中間見直しを行うことが、計画の中で定められております。中間見直しでは、市民アンケート調査や、実施してきた事業効果の検証などを行った上で、それらを踏まえて将来の見通しを立て、数値目標の再設定を行うことなどが必要となります。</p> <p>しかし、現在コロナの流行によって社会情勢は目まぐるしく変化し、今後の展望についても不透明な状況が続いております。生涯学習を取り巻く環境も同様で、外出・イベント等の自粛要請や、施設の利用制限、人々の意識や行動の変化など、大きな影響を受けております。</p> <p>こうした状況の中で、社会教育部といたしましても、生涯学習に関する各種の施策をどのように進めていけば良いのかを手探りで模索している段階でありまして、生涯学習全般に係る将来の見通しや数値目標等を定めることが難しい状況にあります。また、コロナへの対応が最優先課題となっている社会情勢の中で、生涯学習に関するアンケートを実施することに対する市民感情や、的確な回答を得ることの難しさなどについても留意する必要があると考えています。</p> <p>こうしたことから、社会教育基本計画の中間見直しについては、令和3</p>

			<p>年度中の実施を見送り、コロナをめぐる状況がある程度沈静化し、生涯学習推進の在り方や今後の方向性の検討等を行うことができる環境が整ってから、改めて実施することとしたいと考えております。また、中間見直しを行うまでの間は、現行計画に基づく事業を推進しながら、新しい生活様式を前提にした学びの機会の提供の在り方について、検討や検証を行いまして、それらの結果を令和4年度以降に実施する中間見直しに反映させていきたいと考えております。</p> <p>なお、以上の点につきましては、先月16日に開催した社会教育委員会議でも御議論いただき、御了承をいただいたところです。</p>
教 育 長	育 長	長	<p>報告事項(5)「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 教 育 員 長	委 育 員 長	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長	育 長	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第5号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	委 育 員 長	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(3)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p><議案第5号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」></p> <p>令和3年4月1日から令和5年3月31日までを任期とする中原悌二郎賞選考委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について」></p> <p>令和3年2月9日及び同年3月1日付けで北海道教育委員会に対し行った旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」>

令和3年2月2日から同年3月4日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和3年2月1日から同年3月11日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年1月18日から同年3月18日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」>

令和3年2月9日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年3月18日付けで決定した処分内容の報告を受けた。

教 育 長

次に、報告事項（1）「（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について」、報告願います。

佐藤学校教育部長

はじめに、条例制定の目的についてですが、本市におきましては、平成31年2月に旭川市いじめ防止基本方針を策定し、各学校においては、本方針に基づき、学校がいじめ防止基本方針を定め、いじめの定義に基づく認知や早期解消を組織的に行うとともに、児童生徒がいじめ防止の取組等を主体的に進めるなど、いじめへの対応に積極的に取り組んできたところ です。また、事務局においては、旭川市いじめ防止基本方針について、3年を目途に見直しを検討することとしていることから、各自治体における子どものいじめ防止に関わる条例の制定状況等についても調査を行うとともに、その必要性について、検討を進めてまいりました。このような中、旭川市いじめ防止基本方針に基づく2年間の取組においては、先ほど説明しました学校がいじめへの組織的な対応はもとより、生活・学習Actサミットにおいて、児童生徒がいじめの防止について主体的に考え、実践的な取組が展開されるといった成果が見られるようになってまいりました。一方で、今年度開催いたしました附属機関の協議においては、今後、インターネットを通じたいじめの増加が懸念されることなどから、学校だけではなく家庭や地域など、それぞれの役割や責任を明確にすることが重要であり、その根拠となる条例の制定の必要性について御意見をいただきました。また、コロナ禍において、感染者等への差別や誹謗中傷が社会的課題となっている現在、児童生徒に他者を思いやる心情を育むには、市民全体でいじめを許さないという認識を共有することの重要性も一層高まってきています。

これらのことを踏まえ、本市のいじめ防止等の基本理念を市民の皆様幅広く理解していただき、地域社会全体で児童生徒をいじめから守り育てることを目的として、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための条例を制定することといたしました。

次に、本条例の位置付けとしましては、いじめ防止対策推進法における定義や基本理念を踏まえ、北海道の条例との関連にも配慮し、旭川市いじ

<p>教 育 長 滝 山 委 員 佐藤学校教育部次長 教 育 長</p>	<p>め防止基本方針との関係を整理してまいります。また、制定に当たりましては、生活・学習A c tサミットにおける協議を通して児童生徒も参画し、また、市民の皆様から幅広く意見をいただき反映させることにより、本市の実情を踏まえた特色ある条例にしたいと考えております。</p> <p>次に、制定の方法及びスケジュール案につきましては、庁内の関係各課で組織する庁内検討会議を設置し、構成や内容等の検討を行います。児童生徒が条例の名称や内容について検討するとともに、旭川市P T A連合会を通して保護者からの意見聴取、また、懇話会や附属機関における協議を通して、骨子案を策定します。</p> <p>市民の皆様からいただいた意見を反映しやすいよう、骨子案の段階で意見提出手続を実施するとともに、懇話会や附属機関において再度協議し、素案を策定いたします。素案に対して、旭川市P T A連合会や警察など関係機関等の皆様から意見をいただき条例案を策定し、令和4年度当初の制定を目指して取組を進めてまいります。</p> <p>教育委員の皆様には、今後、骨子案策定に向けて御意見をいただくとともに、それぞれの案の決定の段階で御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>報告事項（1）「(仮称)旭川市いじめ防止条例の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>条例違反があった場合の罰則規定はあるのですか。</p> <p>罰則規定を設ける予定はなく、いわゆる理念条例として考えております。これは、教育委員会だけではなく、市の条例として制定することになりますので、関係部局と十分連携を図っていきたいと思います。旭川市いじめ防止基本方針が基礎にあって条例に発展していくわけですから、その流れを途切れないようにしながら進めていく必要があります。</p> <p>今後も節目で御検討いただきますが、よろしく願いいたします。国の法律や道の条例を踏まえ、また、他都市の条例も参考にしていきたいと思っております。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「(仮称)旭川市いじめ防止条例の制定について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 事 務 局 教 育 長</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和3年3月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
	<p>《 閉 会 》</p>